

## 第1期金沢市障害児福祉計画の策定について

### 1. 計画の趣旨

ノーマライゼーションプラン金沢2015（第4次金沢市障害者計画）の実施計画として、各サービスの提供体制の確保に関する目標と種類ごとに必要な見込量及びその見込量の確保のための方策や関係機関等との連携について定める。

### 2. 計画の期間

2018年度（平成30年度）から2020年度（3年間）

### 3. 計画の位置づけ

児童福祉法第33条の20に規定する市町村障害児福祉計画であり、第5期金沢市障害福祉計画と一体のものとして策定する。

### 4. 主な重点施策

○障害のある児童への支援の充実

- ・放課後等デイサービスの利用日数の拡大

支給日数の上限を1月当たり20日に拡大

- ・医療的ケア児に対する支援体制の充実

関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

○障害者自立支援協議会の機能向上

- ・児童専門部会の常設化

医療的ケア児の適切な支援に関する協議の場の設置

### 5. サービスの見込量

第1期金沢市障害児福祉計画（概要版）に記載

### 6. ノーマライゼーションプラン金沢2015（第4次金沢市障害者計画）

障害者基本法に規定する市町村障害者計画であり、本市の障害福祉施策の基本方針として策定。各種施策を、「学ぶ」「すこやかに暮らす」「使う」など12の体系に整理し、計画期間は2015年度（平成27年度）から2020年度までの6年間とする。